

低入札価格調査制度について

1. 制度の概要

調査基準価格(※1)に満たない入札を行ったものについて調査を行い、当該契約の内容に適合した履行がされると認める場合に限り、当該入札者を落札者とする制度。

(※1)「当該契約の内容に適合した履行が確保できないおそれがあると認められる場合」の基準となる価格

※ダンピングによる過当競争を防ぐため、調査基準価格を下回る金額での入札に対しては、低価格で施工できる特段の事情がない限りは、当該契約の内容に適合した履行がされると認められない。単に企業努力（通常取引の範囲内での資材安価等の理由を含む）は不可。

2. 対象工事

総合評価落札方式により落札者を決定する競争入札に付する建設工事。

3. 調査基準価格の設定方法

直接工事費の 97%＋共通仮設費の 90%＋現場管理費の 90%＋一般管理費の 55%
(最低制限価格の設定方法と同様)

4. 低入札価格調査制度における失格基準

調査基準価格を下回る入札を行ったとき、応札価格が調査基準価格に 1000 分の 985 を乗じて得た額を下回る場合、低入札価格調査を行うことなく失格とする。

5. 調査方法

落札者の決定を一時保留し、事情聴取の上、市の指定する様式及び付随する書類を提出。

6. 調査基準価格及び失格基準価格の公表について

調査基準価格は、最低制限価格と同様に事前公表とする。失格基準価格は、非公表とする。

低入札価格調査を受けた者と契約を締結した場合の取扱い

国のダンピング対策に準じて、低入札価格調査を受けた者と契約締結をする場合、以下のとおり取扱う。

1. 契約保証の額

請負代金額の 100 分の 30 以上とする。(通常 100 分の 10 以上)

2. 前金払の率

請負代金額の 10 分の 2 以内とする。(通常 10 分の 4 以内)

3. 監督体制の強化

施行体制台帳・施行計画書の内容聴取、重点的な監督業務を実施。

4. 下請業者への適正な支払確認等のための調査の実施

下請契約書の写しの事前提出。また、工事完了後には下請業者への支払内容が確認できる領収書等の写しの提出。

5. 次回以降の入札参加資格の制限

低入札価格調査対象工事が完成し、その工事成績評定が 70 点未満となった者は、一定期間入札に参加することができない。(過失による粗雑工事と同等とみなし、12 月以下の指名停止措置)